

藤沢市文化財保護条例施行規則の一部改正について  
藤沢市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

2 0 0 5 年（平成 1 7 年）3 月 2 0 日提出

藤沢市教育委員会  
教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成 1 7 年 4 月 1 日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市文化財保護条例の一部改正に伴い、文言の整理等を行う必要による。

藤沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市文化財保護条例施行規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「（昭和35年7月藤沢市条例第9号）」を「（昭和35年藤沢市条例第9号）」に、「第13条」を「第12条」に、「ついで、」を「関し」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条中「藤沢市指定重要文化財または藤沢市指定史跡名勝天然記念物（以下「指定重要文化財等」という。）」を「指定重要文化財等」に、「重要文化財等指定申請書」を「指定重要文化財等指定申請書」に、「藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条後段を削る。

第3条中「重要文化財等指定書」を「指定重要文化財等指定書」に改める。

第4条中「所有者、占有者または保存にあつてはいる者（以下「所有者等」という。）が」を「所有者等を」に改める。

第5条第1項中「現状変更（修繕、復旧を含む。）、一時的な市外の持出し、またはその保存に影響を及ぼす行為の」を「現状の変更等について」に、「指定文化財等現状変更等承認申請書」を「指定重要文化財等現状変更等承認申請書」に改め、同条第2項中「申請人に通知する」を「申請者に承認の通知をするものとする」に改める。

第6条の見出しを「（滅失等の届出）」に改め、同条中「全部または一部の滅失、き損もしくは所在の変更」を「滅失等」に改める。

第7条を削る。

第8条中「規定により指定重要文化財の現状につき、調査にあたる者の身分を示

す」を「規定による」に，「（第9号様式）」を「（第7号様式）」に改め，同条を第7条とする。

第9条中「（第10号様式）」を「（第8号様式）」に改め，同条を第8条とする。

第10条中「重要文化財等指定台帳（第11号様式）及び指定文化財等台帳（第12号様式）」を「指定重要文化財等指定台帳（第9号様式）」に改め，同条を第9条とする。

第11条の見出しを「（委員長等）」に改め，同条第1項中「定める」を「これを定める」に改め，同条第2項中「2箇年」を「，2年」に，「再任する」を「再任される」に改め，同条第3項中「会務」を「，会務」に改め，同条第4項中「事故あるとき，または」を「事故があるとき，又は」に改め，同条を第10条とする。

第12条第1項中「教育委員会」を「，教育委員会」に改め，同条第2項中「委員」を「，委員」に改め，同条第3項中「出席委員」を「，出席委員」に，「可否同数」を「，可否同数」に改め，同条を第11条とする。

第13条中「会議」を「，会議」に，「すみやかに」を「速やかに」に改め，同条を第12条とし，同条の次に次の1条を加える。

（庶務）

第13条 委員会の庶務は，生涯学習部生涯学習課において総括し，及び処理する。

第14条を削る。

第1号様式から第9号様式までを別紙のように改める。

第10号様式から第12号様式までを削る。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

藤沢市文化財保護条例施行規則新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">藤沢市文化財保護条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 11 月 28 日<br/>教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市文化財保護条例(昭和 35 年藤沢市条例第 9 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、条例の施行に<u>関し</u>、必要な事項を定める<u>ものとする</u>。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定により指定重要文化財等の指定の申請をしようとする者は、<u>指定重要文化財等指定申請書(第 1 号様式)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 3 項の規定により、指定重要文化財等の指定をした場合に交付する指定書は、<u>指定重要文化財等指定書(第 2 号様式)とする</u>。</p> <p>(所有者等の変更の届出)</p> <p>第 4 条 条例第 5 条の規定により指定重要文化財等の所有者等を変更した場合の届出は、<u>指定重要文化財等所有者等変更届(第 3 号様式)による</u>。</p> <p>(現状変更等の承認申請)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条の規定により指定重要文化財等の現状の変更等について承認を受けようとする者は、<u>着手しようとする日の 20 日前までに指定重要文化財等現状変更等承認申請書(第 4 号様式)</u></p> | <p style="text-align: center;">藤沢市文化財保護条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 11 月 28 日<br/>教委規則第 7 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市文化財保護条例(昭和 35 年 7 月藤沢市条例第 9 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行に<u>ついて</u>、必要な事項を定める<u>ことを目的とする</u>。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定により藤沢市指定重要文化財または藤沢市指定史跡名勝天然記念物(以下「指定重要文化財等」という。)の指定の申請をしようとする者は、<u>重要文化財等指定申請書(第 1 号様式)に必要な書類を添えて、藤沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。この場合、有形文化財及び史跡名勝天然記念物については、同時に最近における写真をあわせて提出するものとする</u>。</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 3 項の規定により、指定重要文化財等の指定をした場合に交付する指定書は <u>重要文化財等指定書(第 2 号様式)とする</u>。</p> <p>(所有者等の変更の届出)</p> <p>第 4 条 条例第 5 条の規定により指定重要文化財等の所有者、占有者または保存にあたつている者(以下「所有者等」という。)が変更した場合の届出は、<u>指定重要文化財等所有者等変更届(第 3 号様式)による</u>。</p> <p>(現状変更等の承認申請)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条の規定により指定重要文化財等の現状変更(修繕、復旧を含む。)、<u>一時的な市外の持出し、またはその保存に影響を及ぼす行為の承認を受けようとする者は、着手しようとする</u></p> |

を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請につき、管理上支障がないと認めるときは、指定重要文化財等現状変更等承認通知書(第 5 号様式)により申請者に承認の通知をするものとする。

(滅失等の届出)

第 6 条 条例第 7 条の規定による指定重要文化財の滅失等の届出は、指定重要文化財等滅失等届(第 6 号様式)による。

(立入調査員証)

第 7 条 条例第 9 条第 3 項の規定による証票は、指定重要文化財等立入調査員証(第 7 号様式)とする。

(指定解除の通知)

第 8 条 条例第 10 条第 2 項の規定による指定解除の通知は、指定重要文化財等指定解除通知書(第 8 号様式)による。

日の 20 日前までに指定文化財等現状変更等承認申請書(第 4 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請につき、管理上支障がないと認めるときは、指定重要文化財等現状変更等承認通知書(第 5 号様式)により申請人に通知する。

(滅失、損傷等の届出)

第 6 条 条例第 7 条の規定による指定重要文化財の全部または一部の滅失、き損もしくは所在の変更の届出は、指定重要文化財等滅失等届(第 6 号様式)による。

(補助金の交付)

第 7 条 条例第 8 条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、指定重要文化財等管理費補助金交付申請書(第 7 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請につき、補助金の交付を決定したときは、指定重要文化財等管理費補助金交付決定通知書(第 8 号様式)により申請人に通知する。

3 補助金の交付を受けた者は、当該年度終了後 1 箇月以内に次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(3) その他必要な書類

( 削除 )

(立入調査員証)

第 8 条 条例第 9 条第 3 項の規定により指定重要文化財の現状につき、調査にあたる者の身分を示す証票は、指定重要文化財等立入調査員証(第 9 号様式)とする。

(指定解除の通知)

第 9 条 条例第 10 条第 2 項の規定による指定解除の通知は、指定重要文化財等指定解除通知書(第 10 号様式)による。

(台帳)

第9条 条例第3条第1項の規定により重要文化財等の指定をした場合には、指定重要文化財等指定台帳(第9号様式)に必要事項を記載しておくものとする。

(委員長等)

第10条 条例第11条の規定による藤沢市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、教育委員会の要請に基づいて、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(結果報告)

第12条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに審議結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において総括し、及び処理する。

(台帳)

第10条 条例第3条第1項の規定により重要文化財等の指定をした場合には、重要文化財等指定台帳(第11号様式)及び指定文化財等台帳(第12号様式)に必要事項を記載しておくものとする。

(委員長の設置等)

第11条 条例第11条の規定による藤沢市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長の任期は2箇年とする。ただし、再任することができる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議は教育委員会の要請に基づいて、委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(結果報告)

第13条 委員長は会議が終了したときは、すみやかに審議結果を教育委員会に報告しなければならない。

(書記)

第14条 委員会の事務を処理させるため書記を置き、生涯学習課の職員をもつてあてる。

- 2 書記は委員長の指揮を受けて、委員会の庶務を処理する。

(削除)